

平成 25 年 9 月 25 日

告発状

【告発人】

住所
氏名

【被告発人】

住所 福岡県福岡市西区西の丘 ■■■■■
氏名 高島宗一郎
職業 福岡市長
生年月日 昭和 49 年 11 月 1 日

第 1 告発の趣旨

被告発人の下記所為は、刑法第 2 4 7 条（背任罪）に該当するので、捜査の上、厳重に処罰していただきたく、ここに告発する。

第 2 告発事実

被告発人は、平成 22 年 12 月に福岡市長に初当選し、現在 1 期目の任期中である。

被告発人は福岡市長就任後の平成 23 年 4 月頃に、少なくとも吉田宏前福岡市長時代（平成 20 年）から進められてきた「中央児童会館および中央保育園の現地建て替え事業（以下、現地建て替え事業とする）」を「児童会館の建物は天神の一等地にある。商業施設にしないのはおかしい」という被告発人の急な発案により、議会承認まで受けていた予算執行を停止し、白紙化した。

このため、行き場を失った中央保育園の移転先として、株式会社「徳増興産」（北九州市戸畑区新池 1 丁目 11 番 24 号）が所持していた土地（以下、「移転予定地」。地番：今泉 1-420 及び今泉 1-424-1 の計 1468.64 m²）を福岡市が購入することに平成 23 年 7 月 26 日に正式決定し、最終的には株式会社「福住」（福岡市中央区天神 2 丁目 4 番 15 号）に 8 億 9900 万円を支払い、土地を購入した。

それまで福岡市が進めていた現地建て替え事業では、現在の保育園定員 150 名を 200 名に増やす計画であり、平成 25 年 4 月現在の中央保育園待機児童数 11 名を大幅に超える待機児童解消対策であった。従って待機児童解消のための土地取得ではない。また、現地建て替え事業であれば、福岡市が所

有する土地ですべてがまかなわれるため、新規に土地を取得する必要が無いことは誰の目にも明らかで、土地購入そのものがそもそも不要だったことになる。この点は、かつて福岡市政を揺るがしたケヤキ・庭石事件と同様の構図であり、不急不要な商業施設建設を促し、不必要な土地取得を行った市長の行為は、刑法第247条の背任罪にあたると思料される。

なお、この土地購入の手続きの不透明さに関しては、住民監査請求の結果、福岡市監査委員からも疑問視する意見が出されていることを付記する。

第3 立証方法及び添付資料

1. 平成22年12月 福岡市議会での高島宗一郎所信表明演説
2. 被告発人の公約一覧
3. 「中央児童会館等整備計画検討業務」報告書（平成23年3月 福岡市こども未来局こども部体験・交流推進課）
4. 現地建て替え事業のスキーム作りのための株式会社丹青社との業務委託契約書
5. 歳出予算見積書（投資）総括
6. 住民監査請求書（提出分）
7. 住民監査請求（福岡市職員措置請求）について（通知）
8. 平成24年2月 福岡市議会第2委員会報告資料※P5-P9
9. 「7」をもとに実際に試算した記事～博多つれづれ～
10. 平成23年7月26日 市政運営会議資料
11. 株式会社福住との土地売買契約書
12. ニュースサイト「HUNTER」記事 : 最優先は商業施設
13. ニュースサイト「HUNTER」記事 : 市長の背信_福岡中央保育園移転の真相